

時空間変位確定測量作業規程

制 定 令和3年3月26日

国地達第5号

国土地理院長

一部改正 令和3年6月30日

国地達第11号

(目的)

第1条 この規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量のうち、時空間変位確定測量の作業方法及び精度管理の基準を定め、測量成果の精度を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 時空間変位確定測量とは、地殻変動補正パラメータを作成・更新する測量をいう。
- 二 元期^{げんき}とは、国の位置の基準の基準日のことをいう。
- 三 今期とは、観測を行った時点のことをいう。
- 四 地殻変動補正パラメータとは、元期から今期までの間に生じた地殻変動等に起因する座標値の差（以下「地殻変動量」という。）をグリッド化したものをいう。
- 五 セミ・ダイナミック補正とは、地殻変動補正パラメータを今期における座標値に適用し、元期における座標値（測量成果）を求める計算のことをいう。
- 六 補正量とは、既知点及び新点における地殻変動量を、地殻変動補正パラメータから推定した値をいう。
- 七 地殻変動モデルとは、既知点及び新点における地殻変動量を与えるものであって、地殻変動量をグリッド化し地殻変動補正パラメータを算出する数理モデルと、既知点及び新点の位置に内挿して補正量を求める数理モデルの総称をいう。

(運用基準)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項については、測地部長が別に定める時空間変位確定測量作業規程運用基準（以下「運用基準」という。）を適用する。

(各種法令の遵守)

第4条 時空間変位確定測量に従事する者（以下「作業従事者」という。）は、作業の実施に当たり、各種法令を遵守するとともに、これらに関する社会的慣行を尊重しなければ

ばならない。

2 この規程において使用する用語のうち、法令の定めのあるものは法令の定めによる。

(工程管理)

第5条 作業従事者は、作業計画に基づき、測量作業の進捗管理を行わなければならない。

(精度管理)

第6条 作業従事者は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行わなければならない。

(作業の準備)

第7条 作業従事者は、作業を円滑に実施して必要な精度を確保するため、作業着手に当たり、関係法令に基づく諸手続等の必要な準備を行う。

(地殻変動補正パラメータの作成・更新)

第8条 地殻変動補正パラメータの作成・更新に使用する地殻変動量は、電子基準点日々の座標値（最終解）から算出された地殻変動量を標準とする。

2 地殻変動補正パラメータは、運用基準に定める方法で作成・更新する。

(地殻変動モデルの精度)

第9条 地殻変動モデルは、運用基準に定める精度を満たしているかを点検する。

(測量成果等の整理)

第10条 時空間変位確定測量の測量成果（地殻変動補正パラメータ）は、運用基準に定める様式に従って、明瞭に記載しなければならない。

2 地殻変動補正パラメータを作成する過程で作成した測量記録の整理は、運用基準に定める方法により行う。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年7月1日から施行する。